

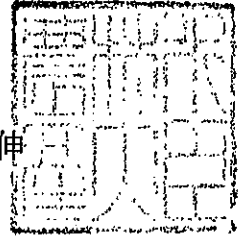
16消安第5280号

平成16年10月1日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての輸入の承認をすること。
 - (1) 鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン（ノビリス IA in ac、AI（H5N2亜型）不活化ワクチン（NBI）、レイヤーミューン AIV）
 - (2) 豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症・豚丹毒混合（アジュバント加）不活化ワクチン（リニシールドTX4、リニシールドTX4（ゲン））
 - (3) ぶりビブリオ病不活化ワクチン（ノルバックス ビブリオ mono）
- 2 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造の承認をすること。
 - (1) ひらめ β 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン（Mバックイニエ）





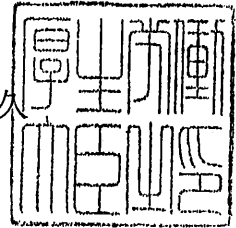
厚生労働省発食安第1001009号

平成16年10月1日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成16年10月1日16消安第5281号及び16消安第5282号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成16年10月1日16消安第5280号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

ひらめβ溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン

